

介護 みんなで支える介護保険 No152

問 保健福祉課 介護福祉係
☎476-1111(141)

◆平成 27 年度から介護保険制度が改正されました 〈part.4〉

5月号から介護保険制度改正のポイントについてお知らせしておりますが、今回は、**高額介護サービス費の上限額の一部改正**についてです。

高額介護サービス費の上限額の一部改正 Q & A

平成27年8月1日以降の
介護サービスの負担分から
引き上げが適用されます！

Q. 高額介護サービス費とは、どういう制度ですか？

A. 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されており、支払った利用者の負担の合計がこの上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

Q. どのような改正が行われるのですか？

A. 特に所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方については、相応のご負担をお願いするため、負担額の上限が37,200円から44,400円に引き上げられます。

区 分	負担の上限 (月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400 円 (世帯)
世帯のどなたかが町民税を課税されている方	37,200 円 (世帯)
世帯の全員が町民税を課税されていない方	24,600 円 (世帯)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方など 	24,600 円 (世帯) 15,000 円 (個人)
生活保護を受給している方など	15,000 円 (個人)

《新設》

※ (世帯)：住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額

※ (個人)：介護サービスを利用したご本人の負担の上限額

Q. どのような人が負担上限の引き上げ対象となるのですか？

A. 同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいる場合に対象になります。

ただし、

①同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合：その方の収入が383万円未満

②同一世帯内に65歳以上の方が2人以上いる場合：それらの方々の収入の合計が520万円未満

以上の①か②に該当する方は、その旨を大崎町役場にあらかじめ申請することで37,200円になります。

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業実績についての報告 (利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分)

第1号被保険者 (65歳以上の人)	4,935人	平成27年5月末日 現在	
要介護 (支援) 認定者	999人		
給 付 実 績	在宅介護サービス費	40,774,065円	平成27年4月の 給付実績
	施設介護サービス費	55,083,096円	
	その他 (介護予防サービス費も含む)	30,634,773円	
	介護サービス費 合計	126,491,934円	